

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月17日から同年5月2日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、同年4月17日付けで同社本社から同社B支店に転勤したが、同社B支店での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年5月2日と記録されている。入社から現在までの期間において継続して勤務しているので、同社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年4月17日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び同社発行の在籍証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和44年4月1日から現在に至るまでの期間においてA社に継続して勤務し（44年4月17日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、関係書類は保管しておらず、申立期間当時の厚生年

金保険の加入状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間について、社会保険の完備した職場としてA社B支社C支店に幹部候補として入社し、内勤の業務に就くまでの研修期間において営業として勤務していた。

一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の記録だけが無いのは納得できない。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚が、「申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当社が保管する従業員台帳に申立人の氏名が確認できず、当社では、営業職について、i) 社会保険に加入させる正社員、ii) 社会保険に加入させるが営業成績により基本給が変動する営業販売職、iii) 雇用保険には加入させるが、厚生年金保険には1年から2年を経過した後に入加させる研修生、iv) 数か月ごとの営業実績により固定給が変動し、歩合給など出来高制で、雇用保険及び厚生年金保険には加入させない販売員などの形態があり、支店において社会保険に加入する職種は、支店長、集金係、サービス係、事務系、特定部門の営業部員であり、その他の営業職については厚生年金保険に加入させていなかった。従業員台帳にその他の営業職は記載しない取扱いと

していたことから、申立人もその他の営業職に該当すると思う。」と供述している。

また、申立人は、幹部候補として採用された旨主張しているものの、申立人と同様に幹部候補として採用されたとする者は、「研修施設で営業に係る指導を受けたが、実際に営業職に就くことはなく、研修後すぐに内勤の業務に就いた。」と供述しているところ、申立人自身が、「退職するまでの期間において営業職として勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、同社は、申立人について、厚生年金保険の加入対象としていない営業職として記録していたものと推認できる。

さらに、同僚は、「営業職の者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、A社本社及び同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が営業職の同僚として名前を挙げた者及び同僚らから営業職として名前が挙げられた者について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、適用事業所名簿から、申立人が勤務したとするA社B支社C支店は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるところ、同社同支店に係る厚生年金保険の手続を行っていた同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和40年7月1日から42年3月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月ごろから 37 年 6 月まで

私は、勤めていた会社を退職した 2 年後の冬に、知人の紹介で A 県の B 社の土木工事に従事した。その後、C 県、D 県、E 県及び F 県と各工事現場を異動した。

B 社では正社員であり、7 時から 19 時までの勤務時間であった。給与は、明細書が貼付された茶封筒により現金で支給されていた。

A 県もしくは E 県の工事現場で、ブルドーザーの運転を「G」という姓の人に習った記憶があり、B 社では途中途切れることなく勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が F 県で勤務していた期間の分しか無いことが分かった。

申立期間についても申立事業所に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者のうち連絡が可能であった 22 人へ文書照会をし、回答を得られた 16 人すべてが、「申立人を記憶していない。」と回答している上、申立人がブルドーザーの運転を習った同僚として姓を挙げている「G」について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる「G」姓の者に照会したところ、「申立人が姓を挙げた同僚は私のことだと思うが、私の記憶では、申立人は当時、B 社の現場作業員の中の一人

であったと思う。」との回答を得ているものの、申立人が申立事業所の業務に従事していた期間を特定することができる供述を得ることができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「当時のB社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、「工事現場では、現場監督と班の班長が厚生年金保険に加入し、班の作業員については各現場の状況に応じて、加入するかどうかを決めていた。」との供述が得られたことから判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、申立期間中に厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無い。

加えて、B社は、申立期間当時の申立人に係る人事記録等の関係資料は保存しておらず、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 21 日まで

私は、中学校卒業後、A社に入社し、約5年間働き退職した。退職した当時は若かったため、厚生年金保険に対してはあまり関心が無かったが、脱退手当金の請求及び受給をした覚えは無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているとともに、申立人が記載されているページとその前9ページ及び後1ページに記載されている女性のうち、昭和36年12月から38年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者59人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め38人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、37年8月から同年12月までの期間に同資格を喪失した申立人を含む3人が、申立人と同日の38年2月26日に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記脱退手当金の支給記録がある者のうち、脱退手当金の支給日が同日である者が複数確認できるとともに、申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録があり、連絡先が把握できた同僚の1人は、「事業所から代理請求の説明があった。」旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されて

いるなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

加えて、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間が存在していたにもかかわらず、昭和 53 年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 24 日から 46 年 3 月 20 日まで
私はA社を退職した後、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険事務所（当時）には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定同等が保管されており、同請求書には、「隔地払 昭 46. 6. 14」が押印され、この日付はオンライン記録で確認できる申立人への脱退手当金支給日と一致していることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金は支給されたものと認められる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 46 年 6 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 24 日から 50 年 1 月 3 日まで

私は、A事業所が発行した「在籍期間証明書」のとおり、昭和 49 年 12 月 24 日から申立事業所に勤務した。

しかし、同社での厚生年金保険の被保険者記録は昭和 50 年 1 月 4 日からの期間と記録されており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得いかない。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した「在籍期間証明書」により、申立人が、昭和 49 年 12 月 24 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所の事務担当者は、自身の先輩から、「以前の事務担当者が、『社会保険事務所（当時）から、月末近くに採用した場合でも、採用の翌月分から厚生年金保険料を給与から控除するのではなく、採用月分の厚生年金保険料を給与から控除するよう指導を受けた。』と話していたことを聞いた。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している者を含む 132 人について厚生年金保険被保険者資格の取得日を調査した結果、23 日から月末までの日付けにおいて厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は一人もおらず、A事業所が、申立期間当時、23 日から月末までの間に採用したと記録

している者として名前を挙げた複数の者についても、いずれも採用された翌月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、23日から月末までの日付けにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した者についてオンライン記録で確認できるのは、申立期間後である昭和53年8月28日以降であることから判断すると、A事業所は、社会保険事務所から従業員の厚生年金保険の加入等の取扱いについて同年8月ごろ指導を受け、当該指導を受けるまでの期間については、月末近くの日付けで同社に採用された者は、その翌月から厚生年金保険被保険者の資格を取得したとして手続を行っており、当該指導を契機に月末近くの日付けで採用した者についても採用と同時に厚生年金保険に加入させることとした状況がうかがえる。

さらに、A事業所の事務担当者は、「賃金台帳等の関連資料が無く、厚生年金保険関係の書類も処分しているため、保険料控除の状況等について確認することができない。」と供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。